小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１５９号

神奈川県藤沢市遠藤3662番地の16

再生債務者　稲葉　一広

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成27年３月16日

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号

さいたま市見沼区大字東新井710番地50　３－301

再生債務者　稲場輿治郎

1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月３日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月17日から平成27年４月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第３号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原西３丁目５番10－103号　エクセル工藤

再生債務者　油布　真之

1　決定年月日時　平成27年３月12日午前11時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月９日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月16日から平成27年４月23日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第４号

埼玉県春日部市粕壁東１丁目２番２－803申立時の住所新潟県長岡市柏町２丁目６番30－304号　ダイアパレス柏町304号室

再生債務者　山野内智子

1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月13日まで

4　一般異議申述期間　平成27年４月27日から平成27年５月18日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１３号

福岡市東区香住ケ丘２丁目16番43－301号

再生債務者　上野　幸一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年４月２日まで

平成27年３月12日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第４号

香川県高松市高松町296番地６

再生債務者　伊賀　弘信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年３月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年４月13日まで

平成27年３月16日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第３号

佐賀県西松浦郡有田町外尾町丙1193番地

再生債務者　松村　幸美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月10日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（再ロ）第３９号

大阪府摂津市鳥飼新町２丁目17番４号

再生債務者　石丸　弘子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月12日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第６号

北海道旭川市北門町12丁目2931番地の34　シルフィ101号室

再生債務者　辻村　　健

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年３月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年３月13日　　旭川地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成27年３月24日　　新潟県教育委員会

1　失効した免許状

免許状の種類　中学校教諭２種免許状

免許状の番号　平５中２第103号

授与年月日　平成６年３月31日

授与権者　新潟県教育委員会

氏名　栗三　砂織

本籍地　新潟県

2　失効年月日　平成27年３月11日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年三月十三日に終了しておりますす。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月十九日

掲載頁　一五〇頁（号外第五十九号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月十九日

掲載頁　一五七頁（号外第五十九号）

平成二十七年三月二十四日

埼玉県所沢市大字中富一七三九番地一

(甲)　ワープ株式会社

代表取締役　小林　光勇

埼玉県所沢市大字中富一七三九番地一

(乙)　株式会社小松電気

代表取締役　小林　光勇

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二十四日

愛知県西尾市一色町赤上郷中一一三番地一

(甲)　医療法人社団福祉会

理事長　高須　克弥

東京都港区赤坂二丁目一四番二七号　国際新赤坂ビル東館二二階

(乙)　医療法人社団高須クリニック

理事長　高須　力弥

合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二十四日

名古屋市名東区上社三丁目一九二一番地

(甲)　医療法人香徳会

理事長　迪藤彦

名古屋市緑区六田一丁目二二四加藤番地

(乙)　医療法人白寿会

理事長　阪井邦枝

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月一日であり、甲は会社法第七九五条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行いますす。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)　http://www.sekisui.co.jp/general/group/notice/kousan417.html

平成二十七年三月二十四日

大阪市北区西天満二丁目四番四号

(甲)　積水化学工業株式会社

代表取締役　高下　貞二

大阪市北区西天満二丁目四番四号

(乙)　株式会社積水興産

代表取締役　竹友　博幸